

2020年9月29日

法務省 民事局 参事官室 御中

株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸本強



会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見

弊社は、金融商品取引法に基づき登録している投資運用業者です。貴室が公表された意見募集要領に従い、下記の通り弊社の意見を申し述べます。

記

会社法施行規則第74条第4項第3号及び第124条第4号ホについて

<意見>

社外取締役に限定することなく、取締役を選任される候補者全員に対して果たすことが期待される役割及び再任の場合にはその役割に関して行った職務の概要を招集通知に記載するようにしていただきたく存じます。

<理由>

取締役に対してどのような役割が期待されているのか、及び、実際にどのような職務を行ったのか、についての招集通知上の記載は、株主の議決権行使のみならず対話を行う上でも有益な情報です。

例えば代表取締役を除く社外取締役でない取締役の選任議案に関する運用会社の議決権行使基準は、法令違反などの不祥事が発覚した場合であって関与が認められるという特別な場合や、独立社外取締役の割合など形式的な基準に抵触する場合に反対するというものがほとんどという傾向があります。また、代表取締役やIR担当取締役といった社外取締役でない取締役以外との面談の機会は非常に少ない状況です。

取締役に対して会社が期待する役割及び株主が期待する役割が一致しているか、個々の取締役が株主の期待している通りの機能発揮をしたか確認することは、取締役の選任議案に対する踏み込んだ議論や対話を促し、資本市場を通じた経営の規律付けを強化することにつながります。

以上